

宇都宮美術館ミュージアムショップ運営業務に関する Q&A

分類	No.	質問	回答
収支	1	売上高と平均客単価の実績を知りたい。	お電話でお問い合わせください。 (宇都宮美術館：028-643-0100)
	2	掛け率、売上原価、販管費の実績を知りたい。	公表しておりません。 掛け率については、事業者様が仕入れ先と交渉いただくこととなります。ただし、財団や市が製作した商品(市委託商品)は、予め販売手数料を売上額の 20%前後で商品ごとに設定しています。
	3	協力金について (1)協力金とは何か。 (2)過去の実績を知りたい。 (3)協力金以外に必要な費用はあるか。	(1)ショップ事業に関する費用として財団が使用することを目的にいただくもので、現時点では売上総利益(売上高-売上原価、税抜)の 2%以上を想定しています。 (2)令和 2 年度：約 13 万円 令和元年度：約 21 万円 平成 30 年度：約 11 万円 (3)市委託商品が売れた際には、事業者様の手数料を除いた金額を納付いただきます。その 2 種以外に財団にお支払いいただく費用はありません。ただし、インターネット・電話回線、EC サイト開設・維持費、梱包資材の処理等は事業者様自身で契約・負担いただきます。
商品	4	(1)販売する商品はどういったものか。 (2)必ず販売しなくてはならない商品はあるか。 (3)人気のあった商品は何か。	(1)雑貨、文房具、菓子、書籍等を想定しています。大きく分けると、次の 3 種類に分別されます。 A その時開催している企画展に関連する商品(企画展によってはない場合もあります。) B 企画展に関係なく常時販売している一般商品 C 財団や市が製作した美術館オリジナルの「市委託商品」 (2) (1)の A と C の商品です。その他、収蔵作品に関する商品の取り扱いも積極的に行ってください。 (3)企画展関連商品は、ポストカード、クリアファイル、図録、くじ、ガチャガチャ等です。 一般商品は、ポストカード、ビスコッティ、手ぬぐい等です。
	5	企画展関連商品の量はどのくらいか。	企画展ごとに量は異なり、関連商品がない企画展もあります。売り場面積の 1/3 から 1/2 くらいを企画展関連商品が占めていました。
	6	既存の美術館オリジナルグッズ(市委託商品)はあるか。	ポストカードと図録があります。
	7	販売する商品は事業者が選べるのか。	事業者様に提案いただいた商品を、美術館でも確認します。必要に応じ協議・調整する場合があります。
	8	食べ物の販売は可能か。	容器・包装を用いた商品であれば、販売が可能です。

			館内での飲食は一部を除き、原則禁止としています。
店舗・ 設備	9	バックヤードはあるか。	売り場の隣の部屋を使用いただけます。足りない場合は、臨時のスペースを検討します。
	10	BGM や映像機器の使用は可能か。	原則、使用不可です。
	11	レジやキャッシュレス対応の機器類を準備する必要があるか。	事業者様に準備いただきます。
	12	防犯カメラはあるか。	あります。
	13	電話、インターネット回線は事業者が用意する必要があるか。	商品の問い合わせへの対応や、通信販売をお願いする予定のため、どちらも事業者様にご用意いただく必要があります。
	14	美術館の什器は使用できるか。	ご使用いただけます。また、美術館になじむものであれば持ち込みも可能ですので、事前にご相談ください。
お客様	15	美術館の客層を知りたい。	開催する企画展によりますが、過去3年間のアンケート結果の傾向では、性別は女性が約65%と多く、年齢は50代以上が半数を占め、約90%が県内のお客様です。
	16	観覧者以外も買い物できるか。	可能です。チケットを購入いただかなくとも、どなたでもご利用いただけます。
運営	17	必要なスタッフ数を知りたい。	平日や土日祝日の午前中は1名、土日祝日の午後は2名を基本に配置いただきたいと思いますと考えていますが、混雑状況によっては、人数の増加を依頼する場合があります。
対話・ 公募	18	対話型市場調査の対話の目的や内容は何か。	創意工夫を取り入れたショップの活用や参加しやすい公募条件の構築を目的としています。事業者様に作成いただく提案書をもとに、意見交換をします。提案書に記載いただく内容は「対話型市場調査実施要領」の2ページに記載しています。意見交換の内容を加味し、公募型プロポーザルの募集要領を作成します。
	19	別の事業者と複数で申し込むことは可能か。	可能です。
	20	個人事業主も申込可能か。	可能です。